

⑪ 年金

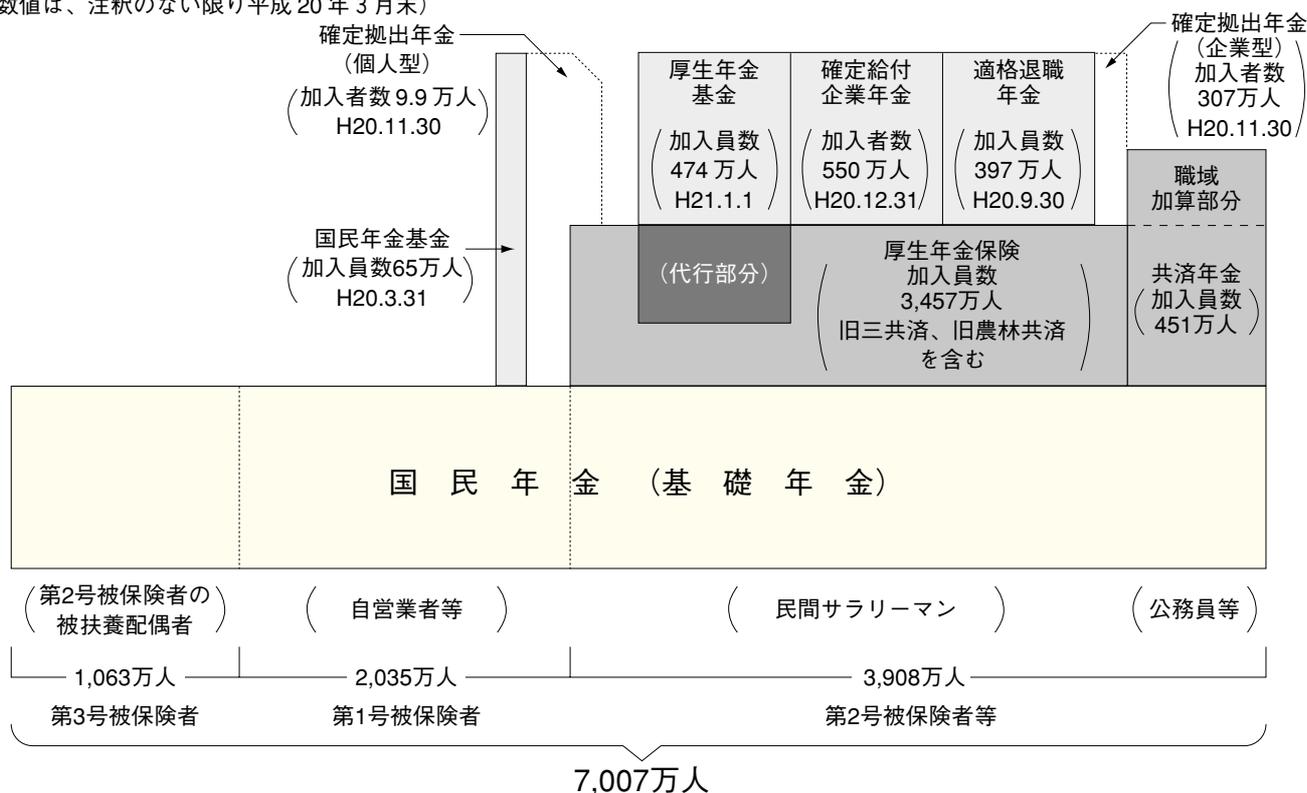
年金制度の概要

概 要

年金制度の体系

- 我が国では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金又は共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)
- このほか、個人や企業の選択で、厚生年金基金などに加入することができる。(3階部分)

(数値は、注釈のない限り平成20年3月末)



- (注) 1 厚生年金基金、確定給付企業年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
 2 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
 3 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
 4 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者等	○民間サラリーマン、公務員等	○民間サラリーマン、公務員等に扶養される配偶者
○保険料は定額 ・平成21年4月現在 月額14,660円 ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円で固定(平成16年度価格)	○保険料は報酬額に比例(厚生年金) ・平成20年9月現在 15.35% ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 ○労使折半で保険料を負担	○被保険者本人は負担を要しない ○配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担
○基礎年金の国庫負担割合については、平成16年度から1/3から1/2への引上げに着手。平成21年度までに完全に引上げ。		

- 老齢年金の給付額(平成21年4月)
 - ・国民年金(40年加入の場合) : 月額 66,008円
 - ・厚生年金(夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった場合の夫婦2人分) : 月額232,592円
- 公的年金受給権者数(平成20年3月末) : 3,480万人
- 公的年金受給者の年金総額(平成20年3月末) : 47兆6,670億円

公的年金制度一覧

国民年金制度

(平成19年度末(平成20年3月末)現在)

区分	被保険者数	老齢基礎年金等受給者数	年金扶養比率	老齢基礎年金平均年金月額 (繰上げ・繰下げ除く)	実質的な支出総費用額	積立金簿備ベース		積立比率簿備ベース [時価ベース]	保険料(平成21年4月)	老齢基礎年金支給開始年齢
	①	②	$\frac{①}{②}$			兆円	兆円			
第1号被保険者	万人 2,035	万人		万円	兆円 4.2	兆円	兆円	3.7 [3.9]	14,660円	65歳
第2号被保険者	3,837	2,601	2.67	5.8	—	—	—	—	—	
第3号被保険者	1,063									
合計	6,935									
(参考) 公的年金加入者合計	7,007									

- (注) 1. 上記のほか、老齢福祉年金受給者数は、2万人である。
 2. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 3. 老齢基礎年金等受給者数は、老齢基礎年金受給者数に、旧国民年金法による老齢年金受給者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金の受給者数等を加えたものである。
 4. 老齢基礎年金平均年金月額は、繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金受給者に係る平均年金月額である。このほかに、繰上げ・繰下げ支給分の老齢基礎年金受給者および旧国民年金法による老齢年金受給者に係る分を含めた老齢基礎年金等平均年金月額は5.4万円である。
 5. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金勘定からの受入を控除した額に基礎年金勘定への繰入を加えたものである。
 6. 積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 7. 公的年金加入者合計は、被用者年金被保険者と、第1号・第3号被保険者の合計である。

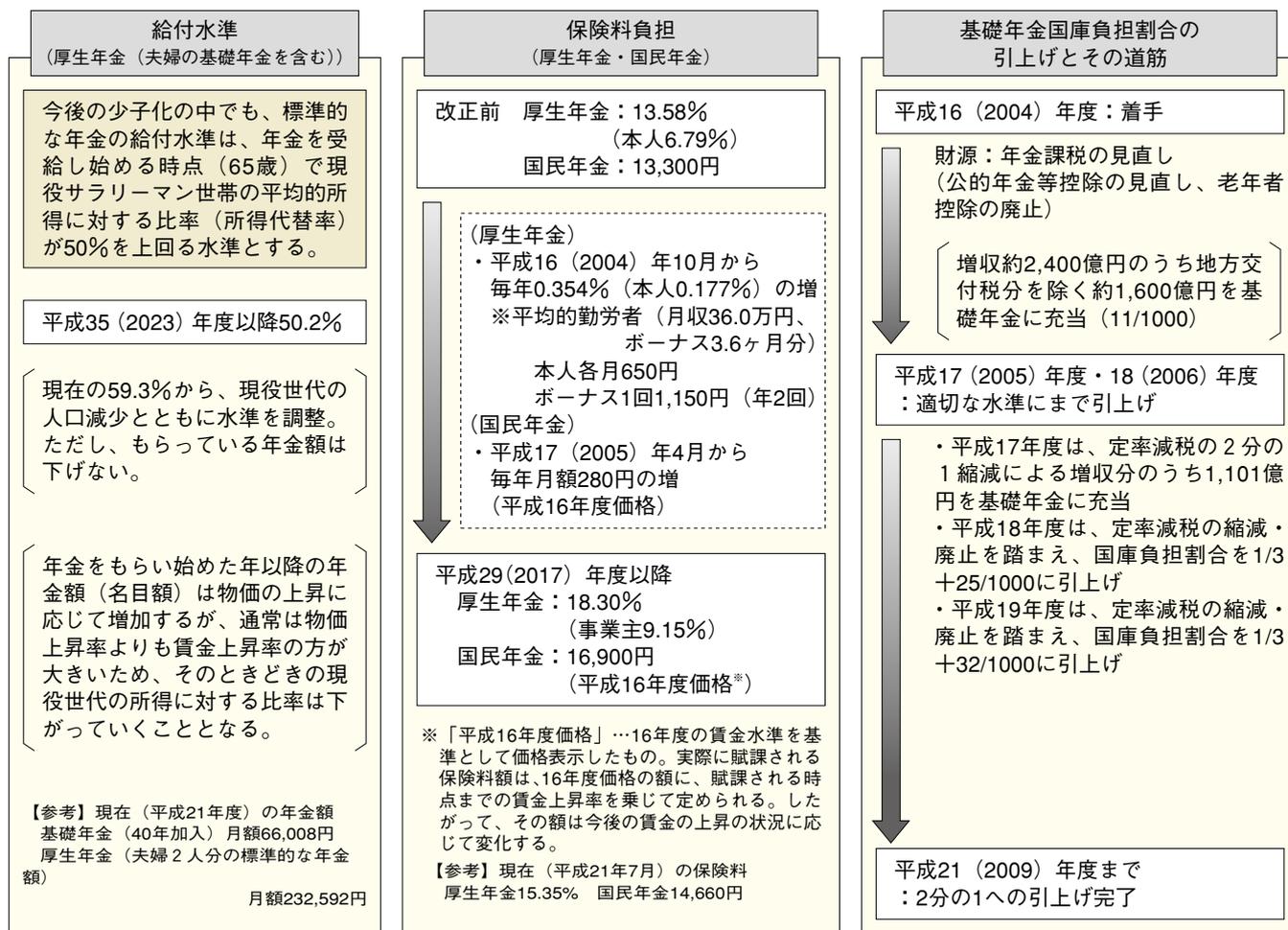
被用者年金制度

(平成19年度末(平成20年3月末)現在)

区分	適用者数	老齢(退職)年金受給者数 (老齢・退年相当)	年金扶養比率	老齢(退職)年金平均年金月額 (繰上げ・繰下げ等除く)	実質的な支出総費用額	積立金簿備ベース		積立比率簿備ベース [時価ベース]	保険料率(平成21年4月)	老齢(退職)年金支給開始年齢 (平成21年度)
	①	②	$\frac{①}{②}$	万円		兆円	兆円			
厚生年金保険	万人 3,457	万人 1,260	2.74	万円 16.7	兆円 33.1	兆円	兆円	4.7 [5.1]	% 15.350	報酬比例部分 一般男子・女子 60歳
国家公務員共済組合	106	65	1.62	22.1	2.0	8.8 [8.9]	6.7 [7.0]	15.025		坑内員・船員 58歳
地方公務員共済組合	299	167	1.79	22.8	5.2	40.2 [39.9]	10.5 [11.1]	14.800		定額部分 一般男子・共済女子 63歳
私立学校教職員共済	46	10	4.67	21.5	0.4	3.5 [3.4]	10.1 [10.6]	12.230		厚年女子 62歳
合計	3,908	1,502	2.60	17.6	40.6	179.5 [182.4]	5.5 [5.9]	—		坑内員・船員 58歳

- (注) 1. 厚生年金保険の老齢(退職)年金受給者数及び平均年金月額には、日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業及び農林漁業団体職員の各旧共済組合において厚生年金保険に統合される前に裁定された受給者に係る分を含む。
 2. 共済組合の老齢(退職)年金受給者数には減額退職年金に係る分を含む。(厚生年金保険に含まれている旧三公社共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合に係る分についても同じ。)
 3. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金を含んだものである。ただし、繰上げ・繰下げ支給(減額退職年金を含む)を選択した者と、報酬比例部分の支給開始年齢に到達しているが定額部分の支給開始年齢に到達していない者は除外している。
 4. 実質的な支出総費用額は、給付費から基礎年金交付金を控除した額に基礎年金拠出金を加えたものである。
 5. 厚生年金保険における坑内員及び船員の保険料率は、16.2%であり、日本鉄道及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率は、それぞれ15.69%及び15.55%である。
 6. 厚生年金保険の積立金には厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。
 7. 厚生年金保険の積立金[時価ベース]は、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めて、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分の運用実績を時価ベースで評価したものである。なお、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金のそれぞれの積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 8. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す積立度合とは異なる。)

詳細資料① 平成16年年金制度改革における給付と負担の見直し



詳細資料② マクロ経済スライドの導入

[改正前]

- 年金を初めてもらうとき
→ 賃金の伸びで改定
- 年金をもらっている人
→ 物価の伸びで改定

負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算に当たって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組み（マクロ経済スライド）を導入

新しい年金額の調整の仕組み（マクロ経済スライド）

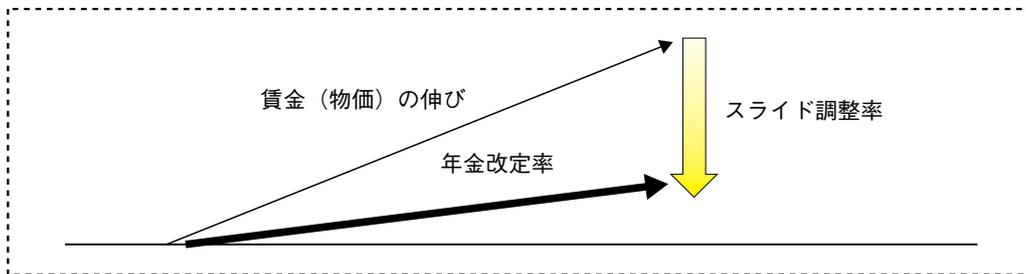
年金を初めてもらうとき（新規裁定者）：賃金の伸び率 － スライド調整率※

年金をもらっている人（既裁定者）：物価の伸び率 － スライド調整率※

※ スライド調整率：

公的年金全体の被保険者数の減少率＋平均余命の伸びを勘案した一定率（合計約0.8%）

〔※平成24年度～
平成50年度の年平均〕



- 少なくとも5年に一度の財政検証の際、おおむね100年間の財政均衡期間の終了時に年金の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（給付費1年分程度）を保有しつつ、財政均衡期間にわたり年金財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合は、年金額の調整を開始。
- 年金額は、通常の場合、賃金や物価の伸びに応じて増えるが、年金額の調整を行っている期間は、年金を支える力の減少や平均余命の伸びを年金額の改定に反映させ、その伸びを賃金や物価の伸びよりも抑える。（この仕組みを、「マクロ経済スライド」という。）
- その後の財政検証において、年金財政の均衡を保つことができると見込まれるようになった時点で、こうした年金額の調整を終了。

詳細資料 ③

年金制度の国際比較

(平成21年7月)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
制度体系	2階建て 厚生年金保険 共済年金 国民年金	1階建て OASDI	2階建て 国家第2年金 職域年金 個人年金 基礎年金	1階建て 職域毎の自営業者年金 一般年金保険 鉱山労働者年金保険	1階建て 職域毎の自治制度 一般制度 特別制度	1階建て 保証年金 所得比例年金
強制加入対象者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者	民間被用者及び特定の職業に従事する自営業者(弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率(2008年)	(一般被用者) 15.350% (2008.9～、労使折半) ※第1号被保険者は定額(2009.4～、月あたり14,660円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人:11.0% 事業主:12.8%	19.9% (労使折半)	(一般被用者) 16.65% 本人:6.75% 事業主:9.9%	17.21% 本人:7.0% 事業主:10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.7%が事業主にかかる(老齢年金とは別制度)
支給開始年齢(2008年)	国民年金(基礎年金):65歳 厚生年金:60歳 ※男子は2025年度までに、女子は2030年度までに65歳に引上げ	65歳10ヶ月 ※2027年までに67歳に引上げ	男子:65歳 女子:60歳 ※女子は2010年から2020年にかけて65歳に引上げ ※さらに、2024年から2046年にかけて男女ともに65歳から68歳に引上げ	65歳 ※2012年から2029年までに67歳に引上げ	60歳	61歳以降本人が選択。(ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳)
国庫負担	基礎年金給付費の2分の1	なし	原則なし	給付費の27.5%(2006年)	一般税、一般社会拠出金(CSG)等より約24%(2006年)	保証年金部分

資料：・ Social Security Programs Throughout the World : Europe,2008 / The Americas,2007

・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union

・ 先進諸国の社会保障 ①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ (東京大学出版会) ほか

詳細データ① 公的年金加入者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年 度	加入者 総 数	国民年金 第1号 被保険者	国民年金 第3号 被保険者	被用者年金被保険者			
				厚生年金保険		旧共済	共済組合
				厚生年金保険 (旧共済を除く)			
1975(昭和50)年	55,456	25,884		23,893	23,893	—	5,678
80(55)	59,045	27,596		25,445	25,445	—	6,006
85(60)	58,239	25,091		27,234	27,234	—	5,914
87(62)	64,105	19,292	11,299	28,216	27,676	541	5,299
89(平成元)	65,678	18,155	11,788	30,433	29,921	512	5,302
90(2)	66,313	17,579	11,956	31,493	30,997	496	5,285
95(7)	69,952	19,104	12,201	33,275	32,808	467	5,372
96(8)	70,195	19,356	12,015	33,462	32,999	463	5,362
97(9)	70,344	19,589	11,949	33,468	32,990	478	5,339
98(10)	70,502	20,426	11,818	32,957	32,486	470	5,302
99(11)	70,616	21,175	11,686	32,481	32,020	461	5,273
00(12)	70,491	21,537	11,531	32,192	31,736	456	5,231
01(13)	70,168	22,074	11,334	31,576	31,147	429	5,184
02(14)	70,460	22,368	11,236	32,144	31,336	809	4,712
03(15)	70,292	22,400	11,094	32,121	31,334	787	4,677
04(16)	70,293	22,170	10,993	32,491	31,724	767	4,639
05(17)	70,447	21,903	10,922	33,022	32,272	750	4,599
06(18)	70,383	21,230	10,789	33,794	33,063	731	4,569
07(19)	70,066	20,354	10,628	34,570	33,848	722	4,514

資料：社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。
2. 昭和60年度以前の旧共済組合については共済組合に含んでいる。

詳細データ② 公的年金受給者数の推移（年度末現在）

(単位：千人)

年 度	総 数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
		旧法 抛出制	基礎年金	厚生年金保険 (旧共済を除く)					
旧共済									
1987(昭和62)年	22,523	10,077	8,959	1,118	8,910	8,306	604	2,048	1,488
90(平成 2)	25,001	11,001	9,096	1,905	10,647	10,023	624	2,390	964
95(7)	32,363<29,479>	14,751	7,853	6,898	14,254	13,621	633	2,958	400
96(8)	33,940<30,351>	15,611	7,543	8,067	14,956	14,324	632	3,044	329
97(9)	35,765<31,397>	16,585	7,228	9,357	15,778	15,178	600	3,134	268
98(10)	37,404<32,291>	17,469	6,892	10,576	16,503	15,918	585	3,218	215
99(11)	39,062<33,111>	18,362	6,554	11,808	17,233	16,666	567	3,296	171
00(12)	40,915<34,122>	19,304	6,234	13,070	18,074	17,521	552	3,400	137
01(13)	42,857<35,210>	20,238	5,907	14,332	19,005	18,469	536	3,507	107
02(14)	44,880<36,342>	21,222	5,578	15,643	20,315	19,465	850	3,262	82
03(15)	46,908<37,533>	22,111	5,246	16,865	21,369	20,544	825	3,366	62
04(16)	48,850<38,600>	22,997	4,917	18,080	22,334	21,534	800	3,473	47
05(17)	50,699<39,480>	23,954	4,577	19,377	23,156	22,383	773	3,554	34
06(18)	52,683<40,439>	24,968	4,257	20,711	24,043	23,297	746	3,648	24
07(19)	54,959<41,626>	25,925	3,937	21,988	25,226	24,507	720	3,791	17

資料：社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 共済組合、旧共済の昭和62年度は公務上・職務上を含む。
2. < >内は、厚生年金保険（平成10年度以前は旧共済組合を、平成14年度以降は旧農林共済組合を含まない）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の数である。
3. 共済組合についての数字は受給権者数である。
4. 船員保険（新法職務上）は含まない。

詳細データ③ 公的年金受給者の年金総額の推移（年度末現在）

(単位：億円)

年度	総数	国民年金			厚生年金保険			共済組合	福祉年金
		旧法 抛出处	基礎年金		厚生年金保険 (旧共済を除く)	旧共済			
1987(昭和62年)	176,555	36,529	29,400	7,129	97,106	85,830	11,277	38,027	4,892
90(平成2)	216,138	43,368	31,963	11,405	122,701	110,826	11,876	46,710	3,359
95(7)	318,473<313,400>	77,456	31,365	46,091	177,104	163,958	13,146	62,305	1,608
96(8)	331,086<325,196>	84,028	30,080	53,948	182,716	169,731	12,985	63,016	1,326
97(9)	345,976<339,062>	91,427	28,787	62,640	189,654	177,031	12,623	63,816	1,080
98(10)	364,695<356,930>	100,117	27,909	72,208	198,126	185,716	12,410	65,573	879
99(11)	379,825<371,061>	108,075	26,682	81,393	204,634	192,570	12,065	66,411	705
00(12)	394,479<384,489>	115,706	25,363	90,343	211,018	199,387	11,631	67,191	563
01(13)	407,840<396,461>	123,155	24,018	99,137	216,428	205,263	11,165	67,815	442
02(14)	423,223<410,297>	130,886	22,676	108,209	227,491	213,280	14,211	64,510	337
03(15)	436,184<423,335>	136,701	21,131	115,569	233,971	220,479	13,492	65,258	254
04(16)	444,865<433,219>	143,156	19,747	123,409	236,195	223,371	12,824	65,324	190
05(17)	457,648<446,606>	150,681	18,384	132,297	240,934	228,744	12,190	65,895	138
06(18)	467,505<455,743>	158,168	17,076	141,092	242,932	231,404	11,528	66,307	98
07(19)	476,670<464,315>	165,637	15,799	149,838	244,254	233,283	10,971	66,711	69

資料：社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 船員保険（新法職務上）は含まない。
 2. 厚生年金保険の平成2年度以前は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 3. < >内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 4. 共済組合の昭和62年度は公務上・職務上を含む。
 5. 共済組合についての数字は受給権者の年金総額である。

詳細データ④ 基礎年金の給付に要する費用の状況

(単位：億円)

		1987 (昭和62)年度	90 (平成2)	95 (7)	00 (12)	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)	05 (17)	06 (18)	07 (19)
費用負担	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518
	特別国庫負担除く(再掲)	52,150	67,563	104,865	137,307	143,255	149,653	154,692	159,044	164,416	169,862	176,893
	国民年金	16,500	18,921	26,690	32,779	34,236	35,783	36,477	37,034	37,107	37,151	36,800
	特別国庫負担除く(再掲)	12,542	14,536	21,777	27,946	29,319	30,873	31,610	32,192	32,276	32,477	32,175
	厚生年金保険	32,292	44,106	69,866	93,633	97,575	102,730	106,850	110,314	115,207	119,991	126,842
	共済組合等	7,316	8,921	13,222	15,728	16,362	16,050	16,232	16,538	16,933	17,395	17,876
拠出金単価(月額)(円)		7,691	9,519	14,111	19,149	20,149	21,450	22,239	22,924	22,986	24,626	25,734
年金給付	総額	56,108	71,948	109,779	142,140	148,173	154,563	159,559	163,886	169,246	174,536	181,518
	基礎年金給付費	6,606	10,853	41,653	84,730	93,594	102,454	110,697	118,093	126,359	134,883	144,597
	みなし基礎年金給付費 (基礎年金交付金相当分)	49,502	61,095	68,126	57,410	54,579	52,110	48,862	45,793	42,887	39,653	36,922
	国民年金	27,120	31,296	31,507	25,588	24,251	22,916	21,378	19,957	18,583	17,197	15,896
	厚生年金保険	17,469	22,584	25,986	24,234	23,059	22,638	21,428	20,145	18,923	17,395	16,241
	共済組合等	4,913	7,215	10,632	7,588	7,268	6,555	6,056	5,691	5,381	5,061	4,786

資料：社会保険庁「事業年報」

- (注) 基礎年金拠出金（特別国庫負担除く）の3分の1は国庫負担となっている。ただし、平成16年度は3分の1+定額、平成17年度は3分の1+1000分の11+定額、平成18年度は3分の1+1000分の25、平成19年度は3分の1+1000分の32が国庫負担となっている。